

知的財産戦略大綱の評価

知財立国は日本再生の切り札

2002年8月

知的財産国家戦略フォーラム

1. 全体の評価

・・・「基本法・本部・計画」の3点セットは画期的で高く評価

これまで政府が策定した各種大綱と違って、具体的な行動計画を簡潔明瞭に書き込み、実現する期限ないしタイムスケジュールまで記載している点を高く評価する。

5つの施策カテゴリーについて103項目の実施目標を提示しており、そのうち92項目について実施期限にも言及している。大綱に盛り込んだ記載内容は文言だけでなく、実現の担保を、実施期限を示すことで表明したものと受け止めたい。

知財立国の実現のために「遅くとも2003年の通常国会までに、知的財産の創造、保護、活用が活発に行われることを国家目標とし、知的財産戦略本部の設置、知的財産戦略計画の策定を内容とする知的財産基本法を国会に提出する」と明記している。戦略本部の設置、戦略計画の策定、基本法の制定という三点セットを書き込んだことは画期的である。

大綱で提示した施策内容が全て実現できれば、大綱の成功例として今後の行政モデルになるだろう。もし多くが実現できなければ、ここまで提示しても大綱は絵にかいた餅であったとして、国民は落胆するであろう。

政府は、大綱を受け、知財基本法準備室を設け、知財基本法の法案作りに入った。また、司法改革・大学改革の検討においても知財に関する施策の議論が始まり、総合科学技術会議・産業構造審議会・文化審議会は、知財関連政策の具体化作業に取り掛かっている。しかし、知財改革は緒についたばかりである。政府にはこれらの検討において、下記の評価が十分に考慮され、日本再生・構造改革に役立つ知財立国が実現されることを強く要望する。

<表1> 知財大綱評価別の項目数

全体として「(良)」

評価	(優)	(良)	(可)	×(不可)	合計
項目数	15	42	46	0	103

<表2> 知財大綱の最終期限毎の項目数

2005年度と期限なしが多い

2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	無期限	合計
20	17	7	48	11	103

<表3> 担当府省毎の項目数

多くの府省にまたがっている

経済産業省	文部科学省	総合科学 技術会議	関係府省	外務省
75	57	42	27	15

総務省	法務省	警察庁	司法制度改 革推進本部	農林水産省
13	11	9	7	6

厚生労働省	財務省	金融庁	内閣官房	合計
2	2	1	1	268

2. 「大学などの知的財産の創造の推進」の評価

・・・大学の知財本部と知財予算は実施内容次第

大学などにおける知的財産創造の推進については、研究開発での特許情報の活用や、公募型研究費申請項目へ特許取得内容を記入するなど、総体的に前向きな施策が示されていることは評価する。

しかし、知的財産権の取得に要する費用や特許関連費用の確保では、予算化の具体的な担保が示されていないので、実現には疑問符をつけざるを得ない。制度が未整備の場合は、よほど柔軟で現実的な対応をしなければ、現場の要望を吸収す

ることは難しい。

また、大学に知財本部の整備をするように提示しているが、「本部」とはどのような組織と役割と責務を負うのか、あるべき姿があまりに漠然としている。知財本部が、始めに組織ありきの「名目だけの本部」であるならば失敗する。下手に運用するとTLOとの関係などで不効率になり、知的財産権取得や運営の機能をかえって阻害してしまう。知財本部の設置にあたっては、その責務と業務内容などを厳しく監視する必要がある。具体的な業務設計を行うにあたっては積極的にTLOと連携を図り、本部の中核に民間人を登用することを期待する。

3. 「企業における知的財産創造の促進」の評価

・・・企業は基本特許の輸入から自ら創る戦略に変革を

職務発明の見直し、発明者の定義の明確化、日本版バイ・ドール制度の利用拡大など積極的な制度改革を提示しており、産学連携への推進に結びつくことを期待する。

優れたコンテンツ創出などへの支援政策は複数の省にまたがる施策が多く、府省間の調整とともに、実施にあたっては民間の活力を最大限、活かすように柔軟な対応をしなければならない。

4. 「創造性を育む教育・研究人材の充実」の評価

・・・あいまいな教官・研究人材の育成目標

教官人事の流動性・多様性への要望は、以前からさまざまな機会に出されているが遅々として進まない。中期計画に盛り込んでも実効性があるかどうかは不明である。任期制、公募制についても年度目標が設定されておらず、実効性は疑問であり、評価できない。

こうした制度促進の前提として、終身雇用慣行の見直しや大学教官の給与自由化が必要である。それと相まって、税制や社会福祉制度の抜本的改革を迅速に実現しなければならない。人材育成は、国家的に取り組むべき課題であるだけに、曖昧な目標設定程度では、実現は疑問と言わざるを得ない。

5. 「特許審査・審判の迅速化等」の評価

・・・思い切った特許庁改革を

国際競争力を持つ知的財産を確立するために、特許の審査制度の整備は直ちに取組みなければならない最重要課題の一つである。特許庁は、迅速で質の高い審査を目指すとしているが、そのためには質の高い審査とは何かをはっきりさせ、ポストクや研究機関の研究者などを活用した審査官の増員や、特許庁内部の事務の合理化と審査官の相対的増員などが必要である。2005年度までの特許庁改革計画により、2006年度には世界最高レベルの審査体制が実現されるものと期待する。

審判と審決取消訴訟については、2003年の通常国会で見直しを提示しており評価できる。

侵害訴訟での無効判断と無効審判の関係に関しては、「紛争の一回的解決を目指す方策も含め、2004年度まで結論を得る」となっているが、結論の期限目標が2004年末と遅いうえ、見直しに対する表現が曖昧であり評価できない。関係者の内部事情だけで問題が先送りされることがあってはならず、この見直しに裁判所、法務省、特許庁は、是非、積極的になってほしい。

6. 「実質的な特許裁判所機能の創出」の評価

・・・特許裁判所の創設が時代の要請

東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化への移行は評価する。ただ政府・司法制度改革審議会が2001年6月にまとめた意見書ですでに打ち出したことであり、既定路線であることを付しておく。残念なのは控訴審の東京高裁への集中について曖昧であること。知的財産紛争処理の効率化と予測性が高い判断の迅速な確保からも、高裁一元化を実現することは必須である。

知的財産訴訟は技術的なテーマが多くしかも専門性が高い。機能の充実と強化を図るためにも、技術が分かる者を裁判合議体に参加させなければならない。

日本版ディスカバリー制度の創設方向を示しているが、2005年までと検討に時間がかかるうえ「総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる」というあいまいな表現になっているのは評価できない。

裁判外紛争処理の充実、損害賠償制度の強化など、現行法制度の枠組みに関する改革は、総じて取り組みが遅く、時代の要請に応えていない。

7. 「模倣品・海賊版等への対策の強化」の評価

・・・具体性を欠くニセモノ対策

海外での侵害に対する体制の強化や調査の徹底、WIPO を通じた監視などを盛り込んだことは評価する。ただし、それを実行する人的資源、配置などをどうするかなど具体的な施策に踏み込んでいないのは物足りない。

2002 年度末までに、これらの対策の実施状況をフォローアップするとしていることは評価する。実効性を伴ったフォローアップに期待する。

侵害に対する国境措置の改善は、水際での取締りを強化することだけに速やかに取り組まなければならないが、期限目標が「遅くとも 2004 年」となっているのも評価しない。遅くとも 2003 年末までに整備するべきである。関税定率法の改正など具体的なアクションを早急にとる必要がある。

8. 「国際的な知的財産制度の調和と協力の促進」の評価

・・・日本政府のリーダーシップに期待

先行技術調査結果・審査結果の国際的な相互利用について、2003 年末までに積極的に取り組む姿勢、WIPO での特許協力条約の改革で主体的にリードする、アジア諸国・地域の知的財産制度の整備に協力する、ヘーグ条約の議論への積極的取り組み方針などは評価する。

国際的な取り組みに成功するかどうかは相手次第という面もあるが、主体性を発揮する戦略と積極的な姿勢を打ち出すことを要望する。

バイオ技術に関する知的財産権の新たな進展は急を要するテーマである。にもかかわらず大綱の記述はあまりに簡略で、意図することが不明であり、期限も遅く評価しない。

9. 「営業秘密の保護強化」の評価

・・・営業秘密は企業と国家にとって貴重な財産

営業秘密の保護強化に関する不正競争防止法を 2003 年通常国会で改正することは評価する。情報窃盗罪創設への第一歩となることを期待する。

10. 「新分野等における知的財産の保護」の評価

・・・国際的な草刈り場が出遅れないこと

有用な新創作物の保護、ポストゲノムの研究成果の保護、再生医療、遺伝子医療関連技術の特許法での取り扱いの検討及びその実行について、期限の目標を掲げた点は評価するが、有用な新創作物の保護に向け具体策を早急に詰めるべきである。

ネットワーク上での著作権の保護強化についても、引き続き国際的に主導することが必要だ。

11. 「大学からの技術移転の促進」の評価

・・・目利きや仲介する人材が決め手

大学が TLO と密接に連携すること、TLO 事業の充実、支援などについて積極的に取り組む方針を盛ったことは評価する。

しかし民間専門家を大学や TLO に派遣して産学連携を図る方針については、どこがそのような人材を派遣するか具体性が欠けている。

受託研究、共同研究の契約ルールの整備は結構なことだが、その前提として大学事務部の改革が必要である。その改革がなければ実効性は薄い。

技術移転促進に係わるインセンティブの付与については、早急に実現しなければならぬが、期限目標が提示されていないことは評価しない。

12. 「企業における戦略的な知的財産の活用」の評価

・・・遅れる企業の知財戦略

知的財産の経営戦略、ノウハウ流出防止は企業が取り組み、自己責任で実行することが基本であり、企業の積極的な姿勢が求められる。

知的財産の情報開示は、単なる特許技術の開示では実効性がない。特許技術がいかに事業化に結びつくか、そこまで踏み込んだものがなければ市場では評価されない。

デザイン、ブランドの戦略的活用について 2005 年度までは遅すぎる。期限目標をもっと前倒しにするべきだ。ネットワーク上のデザイン保護を 2003 年度まで結論を得るとした点は評価する。

13. 「知的財産の流通の促進」の評価

・・・知財の価値評価が急務

知的財産の価値評価の確立は 2005 年度まででは遅すぎる。一年以上の前倒しが必要だ。ライセンス契約についての破産法の改正、契約保護に関する提示は評価する。

コンテンツ創作活動の保護と流通は、産業著作権がからむ新しい創作産業である。産業活性化にどのくらい寄与するかまだ不確定要因があるものの、積極的に取り組む方針を出したことは評価する。

ただし実行にあたっては関係府省の所掌業務の重複を避け、効率のいい施策を目指さなければならない。

14. 「専門人材育成」の評価

・・・理工系出身の法律家の養成を

法科大学院のあり方については、理工系人材の知的財産制度への活用が明確でなく、評価しない。法科大学院の開校は多様な分野の素養を持つ学卒者等に法律武装させ、我が国経済社会の法曹基盤を充実させるのが狙いである。先端科学分野等に明るい、多数の理工系人材が、知的財産関連法を取得し、高度化する知財紛争や契約業務で個人発明家、大学研究者、企業などの知財活動を側面支援したり、政策立案に寄与するための環境整備こそが、まさに法科大学院導入の目的の一つである。実現のためには、知財専門の法科大学院設置が可能となるような柔軟な制度設計が必要であるが、大綱はこの点が不明確であり、極めて残念である。

弁理士の侵害訴訟単独代理人の導入は、弁理士の能力担保を図った上で速やかに実行するべき課題だ。

15. 「国民の知的財産意識の向上」の評価

・・・知財国民運動を進めよう

このテーマについての提示は、おおむね評価する。

< 別添資料 > 項目別評価表

<知財国家戦略フォーラムメンバー（50音順）>

荒井 寿光 （知財評論家）[代表]
安念 潤司 （成蹊大学法学部教授）
久保利 英明（弁護士）
下坂 スミ子（弁理士）
末吉 亙 （弁護士）
隅蔵 康一 （政策研究大学院大学助教授）
成毛 真 （株式会社インスパイア社長）
馬場 錬成 （科学ジャーナリスト）[副代表]
原 豊 （株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ）
山本 貴史 （株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長）
渡部 俊也 （東京大学先端科学技術研究センター教授）

<連絡先>

ご意見やご批判は次の連絡先にお寄せいただければ幸いです。

荒井 寿光 （arai-hisamitsu@nexi.go.jp）
電話 03 - 3512 - 7691
馬場 錬成 （baba@netv.com）
電話 03 - 3643 - 1011